

取組状況

■災害救助法の適用

- 3月11日全市町村に適用、7月10日まで適用期間を延長

■医療の確保に係る対策

- 発災当初の救急救命医療を中心としたDMATによる活動
- 岩手災害医療支援ネットワークを形成し、医療救護班約50チームと災害支援ナースによる避難所等への滞在と巡回診療活動、歯科医療救護班による避難所の巡回診療活動を実施
- 医療救護班への医薬品供給、地域の薬局の立ち上げを支援

■健康維持・増進、感染症予防

- 保健師による避難所での健康相談や保健指導等を実施
- 保健師による在宅被災者への健康相談等を実施
- 栄養士による避難所での食生活・栄養相談等を実施
- 避難所における感染症予防の実施と防疫用資材、薬品の調達

■こころのケア対応

- 「こころのケア対策会議」を設置
- 避難所等において「こころのケアチーム」が活動（累計25チーム）

■要保護児童の支援

- 要保護児童の実態調査の実施
- 児童相談所による巡回相談、「児童のこころのケア」研修会を開始
- 移動児童館の実施や「いわて子どもの遊び隊」活動を実施

■母子保健指導等

- NPOによる被災した妊産婦と新生児の受入事業を支援
- 保健師の巡回指導時に妊婦、乳幼児健診受診状況の確認等を実施
- 避難所等の女性や子どもに防犯ブザーを配布

■被災者の生活支援

- 第1次義援金の配分額決定、市町村への振り込み
- 一部市町村で被災者生活再建支援金の申請の受付を開始
- 生活福祉資金貸付事務の円滑化を図るため、人的派遣等により体制を強化

■要援護者の支援

- 被災施設、居宅サービス事業者の状況確認
- 施設や市町村からの要請に基づく、被災施設入所者等の移送支援
- 関係団体を通じた福祉介護専門職員の派遣調整
- 被災施設等への介護用品、機材等の配送支援
- 「障がい者相談支援センター」を陸前高田市、大槌町、山田町に設置
- 岩手県立療育センターに災害時緊急相談窓口を開設

■ボランティア導入

- 「岩手県災害ボランティアセンター」、「市町村災害ボランティアセンター」を設置
- ボランティアコーディネーターの派遣（6市町村に65人）や、県遠野災害ボランティア支援センターを設置

■他部局と連携した避難所運営支援等

- 避難所の全数調査、抽出調査（大規模）等の結果に基づいた生活環境改善、食糧等物資の供給、医療・保健衛生などの個別対応を実施

課題

■災害救助法の適用

- 適用期間の更なる延長、費用の全額国庫負担化

■医療の確保に係る対策

- 地域の中核的病院の医療機能の回復
- 被災地の被害状況に対応した医療救護から、通常診療への円滑な移行
- 薬局の調剤機能の安定化（通常の薬局体制の整備）

■健康維持・増進、感染症予防

- 避難所、仮設住宅等のニーズに応じた健康相談等の継続的な支援体制の確保
- 避難所、仮設住宅等のニーズに応じた食生活・栄養相談等の継続的な支援体制の確保
- 感染症の集団発生の防止

■こころのケア対応

- こころのケア活動を継続させるための人員の確保
- 行政職員等被災者支援の従事者に対するケア
- 被災地域における活動拠点の整備

■要保護児童の支援

- 要保護児童の更なる実態の把握と個別対応
- 継続的な児童の心のケア及び保護者等への研修・啓発の強化
- 児童の情緒の安定化、養育支援の確保

■母子保健指導等

- 妊婦や乳幼児に対する定期健診や緊急時の搬送方法の確認
- 仮設住宅等の妊産婦、乳幼児等への巡回相談体制の確保
- 避難所等の女性や子どもの安全確保

■被災者の生活支援

- 義援金交付事務の円滑な執行
- り災証明事務の遅れによる被災者生活再建支援金申請の遅れ
- 生活福祉資金貸付の更なる体制強化と利用者の負担軽減
- 生活保護の相談、申請件数の増大

■要援護者の支援

- 在宅の要援護者の支援のためのサービス提供体制の確保
- 市町村地域包括支援センターの機能回復に向けた支援
- 陸前高田市、大槌町、山田町の障がい者のニーズの把握や行政事務支援、5月以降は1市2町以外の相談支援体制の強化
- 事業所の被災状況、運営体制の把握、事業再開に向けた支援

■ボランティア導入

- ボランティア活用の活性化
- ボランティア活動支援基盤（宿泊場所等）の不足
- ボランティアコーディネーター機能の強化

■他部局と連携した避難所運営支援等

- 日々状態が変化する避難所の生活環境等の改善

今後の取組方向

■災害救助法の適用 ※復興局の設置により業務移管

- 適用期間の延長協議、全額国庫負担について国に継続して要望

■医療の確保に係る対策

- 医療スタッフ派遣等による地域医療体制の確保
- 仮設診療所（医科、歯科）の整備の支援
- 関係団体と連携した薬局開設の支援

■健康維持・増進、感染症予防

- 避難所、仮設住宅等での健康相談や保健指導の継続
- 避難所、仮設住宅等での食生活・栄養相談の継続
- 感染症発生原因の除去（消毒）及び集団発生の兆候の早期把握

■こころのケア対応

- こころのケアチームの派遣を国に要請し、必要数を確保
- 日赤こころのケアチームや県臨床心理士会に支援を要請
- 各地域（宮古市以南の6市町）に活動拠点を整備

■要保護児童の支援

- 巡回児童相談、「児童のこころのケア」研修会の継続
- 被災した児童への総合的な支援及び適切な処遇の確保
- 「遊び」の継続的な提供

■母子保健指導等

- 妊婦・乳幼児健診受診状況の確認や受診勧奨の注意喚起の継続
- 避難先も含めた市町村との連携による相談指導の継続
- 女性、子どもの安全な生活対策の継続

■被災者の生活支援 ※復興局の設置により業務移管

- 義援金交付事務処理マニュアルの提示等により市町村を支援
- 被災者生活再建支援金の支給事務説明会等により市町村を支援
- 生活福祉資金貸付相談員の増員と貸付利子に対する補助
- 生活保護の全体的な実施体制の強化
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく被災者への必要な援助

■要援護者の支援

- 臨時、応急仮設的なサービス提供体制の構築支援及び内陸部の施設等への受入れ調整
- 介護職員等応援職員の派遣調整、地域包括支援センターの業務支援に向けた現地の状況把握及び現地支援体制の整備
- 各市町村の意向を踏まえた支援の実施や福祉総合相談センターによる巡回相談の実施
- 個々の事業所の被災状況及びサービス提供に向けた問題点の把握、整理と事業再開に向けた支援

■ボランティア導入

- 市町村災害対策本部と市町村災害ボランティアセンターとの連携強化の支援
- ボランティア活動支援基盤（宿泊場所等）の整備
- ボランティアコーディネーターの体制強化及びNPOとの連携強化

■他部局と連携した避難所運営支援等 ※復興局の設置により業務移管

- 避難所の生活環境等の改善に向けた取組の継続

【4月補正予算の主な対応状況】

救助費 119,454,805千円
(うち保健福祉部所管分 3,488,383千円)
・避難所の設置、医療、住宅の応急修理、遺体の処理、被災者心身ケア事業等

被災地医療確保対策緊急支援事業費補助 388,500千円
・県医師会などの公益的団体等が行う仮設診療所の設置に要する経費を補助

被災地健康維持増進費 126,223千円
・保健師、栄養士による避難所等での健康相談、保健指導、食生活・栄養相談を実施

感染症予防費 45,557千円
・感染症予防のための浸水地域における消毒、避難所における衛生指導等を実施

児童養育支援ネットワーク事業費 14,796千円
・要保護児童の把握、被災した児童の心のケア、避難所で生活する児童への遊び提供等を実施

生活福祉資金貸付事業推進費補助 47,684千円
・市町村社協の担当職員の増員を実施

災害弔慰金負担金 10,783,125千円
・遺族に対し災害弔慰金を支給

被災地要援護高齢者支援事業費 27,256千円
・地域包括支援センターの業務支援、市町村や事業者による要援護高齢者の入浴等の介護支援等を実施

被災地障がい者相談支援事業費 12,992千円
・「障がい者相談支援センター」の設置